

第2章 第7次てだこ高齢者プランで取り組むべき課題

前計画からこの間の高齢者を取り巻く状況の変化や高齢者施策の実施状況等を踏まえ、今後の高齢者施策推進における課題として、以下のとおり整理しました。

1 健康寿命の延伸に向けた介護予防・健康づくりの強化

ニーズ調査結果や健診結果等から、本市の高齢者においては慢性疾患である高血圧や脂質異常症、糖尿病等を発症している方が多い傾向にあります。また、要介護認定者においても重度認定者の割合が全国と比較して高いことから、元気なうちからの生活習慣病予防や重症化防止、フレイル対策などの介護予防を積極的に働きかける必要があります。

健診の受診勧奨や保健指導の推進などを図るとともに、心身機能の改善・維持に資するよう介護予防と保健事業を一体的に働きかけ、高齢になっても心身ともに健康的で自立した生活を送れるような働きかけが求められています。

2 地域活動等を通じた生きがいづくりと社会参加の促進

高齢者が身近な地域で生きがいをもって暮らし続けていくことができるよう、本市においては、てだこ学園大学院などのシニアの学びの場の他、地域活動や生涯学習活動を行う機会の提供を行っていますが、この間のコロナ禍の影響や「新しい生活様式」の普及により、こうした高齢者の活躍の機会の場は総じて縮小された状況にあります。

高齢者が地域活動に参加することは、地域の活性化につながるとともに、自分らしく活躍できるコミュニティに、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域共生社会を実現する上で重要な取り組みです。また、高齢者が意欲的に周囲と関わり、社会的役割を担うことで、生きがいづくりや介護予防にも繋がります。

この先、高齢者が地域活動に参加していただけるよう、活動の活性化への支援を図るとともに、ボランティアや活動の継続に係る人材の育成が求められています。

3 在宅医療と介護の連携推進

「浦添市在宅医療・介護連携支援センターうらっしー」では、在宅医療・介護に関する相談窓口や情報発信の拠点として、在宅医療と介護が切れ目なく提供される環境づくりに取り組んでいます。また、本市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続ける上で欠かせない日常の療養支援や入退院支援、急変時の対応、看取り等への体制強化に資するよう、医療・介護関係者への研修会や情報共有も実施しています。

今後、高齢者人口の急増に伴い医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ慢性疾患の高齢者や認知症の方も増える見込みであることから、地域包括ケアシステムを深化・推進する上で重要な施策として、多様な場面での在宅医療・介護連携に取り組む必要があります。

4 認知症対策の推進

認知症の方ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、生活面での障壁を緩和する取り組みとして、「認知症バリアフリー」に基づいたまちづくりがこれまでも取り組まれてきました。認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターの育成や、認知症への理解促進など、認知症となっても希望をもって日常生活を過ごせる社会の構築を目指すことが認知症施策にとって重要です。

一方で、ニーズ調査等では家族に認知症の方が居ても相談窓口を把握していない方が多いという回答や、認知症の早期発見・早期対応に取り組む「認知症初期集中支援チーム」へ支援対象者が繋がりにくい状況があり、認知症に関する情報の普及啓発が充分でないという課題があります。

認知症への取り組みについては、令和5年に成立した「地域共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえて国が策定する「認知症施策推進基本計画」や、令和元年に国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」による中間評価結果も踏まえつつ、認知症の方本人やその家族に対する支援を今後も積極的に推進していく必要があります。

5 介護人材の確保

生産年齢人口が全国的に減少している中で、介護人材の不足感は多くの自治体でも喫緊の課題となっており、本市の実態調査等においても介護労働者は非正規職員に大きく依存している傾向が見うけられます。これまでも介護人材の確保支援として介護職の魅力向上に資する情報発信や研修、外国人技能実習生の受入等を図ってきましたが、この間のコロナ禍の影響を受け交流事業等が縮小されてきました。

限られた介護人材を有効に活用しつつ、専門的知識やスキルを身につけた質の高い介護人材の育成を支援するため、若年層や元気高齢者等への介護職への受入支援やキャリアアップの促進などへの取り組みが求められています。

6 住まいの安定的な確保

高齢者人口の増加に伴い、将来的に独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれるにあたって住まいをどのように確保するかは、地域共生社会を実現する上で高齢者の在宅生活維持の観点からも重要な課題です。本市においては市営住宅への入居支援や沖縄県居住支援協議会と連携した民間賃貸住宅への入居支援を図ることで、安心安全な住まいの普及を推進してきました。

今後、必要に応じて住宅政策を所管する部局等とも連携し、生活に困難を抱えた高齢者等に対し、低廉な家賃の住まいを活用した高齢者の居住確保を図る取り組みを推進していく体制の構築が求められています。

第3章 プランの基本的な考え方

1 将来の高齢者像

浦添市は、「てだこ・ゆいぐくるプラン（浦添市地域福祉計画・浦添市地域福祉活動計画）」を中心に地域共生社会の実現に向けて取り組みを展開しているところです。前回の「第六次 てだこ高齢者プラン」では、目標とする将来の高齢者像を『いきいきチャレンジ高齢者』とし、高齢者が住み慣れた地域で出来る限り暮らし続けることができるよう、地域や企業、介護、福祉、医療等の関係機関や団体との連携のもと、支え合いのまちづくりに取り組んできました。

第7次となる本計画においては、将来の高齢者人口の増加を踏まえつつ、介護が必要な高齢者であっても可能な限り住み慣れた地域で日常生活を送ることのできる体制を充足させるため、介護や介護予防、医療はもとより、住まい、生活支援、社会参加などが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」をより一層深化させていくことが求められています。

今後、高齢者人口の増加が継続して見込まれる2050年以降に向け、元気な高齢者が健康づくりや介護予防に取り組みながら、社会の一員として意欲的に活躍できる地域づくりが重要となります。一方で、医療ニーズや介護ニーズを有するなど支援が必要な高齢者に対しても、自らの意思で自分らしい営みを送る「自立と尊厳のある生活」を支援していくことが同様に重要な取り組みとなります。

すべての高齢者が自らの状態に応じて、自分らしい生活・活動が行えるよう、将来の高齢者像を『自分らしく活（い）きる高齢者』と掲げ、施策の充実・推進に努めます。

■第7次てだこ高齢者プランの将来像

い
自分らしく活きる高齢者

2 基本目標

(1) 高齢者がいつまでも自分らしくいきいきと暮らすまち

少子高齢化が進む中で、健康寿命を延伸し、いつまでも自分らしくいきいきと暮らしていくためには、日ごろから体を動かしたり、趣味などを楽しんだり、心身の健康を維持していくことが大切です。このため、心と身体健康づくりやフレイル予防など多様なニーズに対応した介護予防の充実に取り組みます。

また、自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことも重要です。高齢者自身がこれまで培ってきた経験や技術を活かしながら、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場の提供を支援します。

(2) 医療や介護サービスを選択して希望する暮らしが続けられるまち

医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療・介護の連携をより一層進めます。

今後、認知症高齢者の増加が予測されており、医療機関との連携等による認知症の早期発見・早期対応、認知症への理解の促進や地域における見守り体制の強化を図るなど、認知症の方とその家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症関連施策を推進します。

介護が必要となっても住み慣れた環境で高齢者が希望する暮らしを継続することを支援するため、介護保険サービスの計画的な整備と安定的なサービス提供を行います。サービス提供事業所等との連携により提供サービスの質を確保するとともに、サービスの適正利用を促進します。加えて、介護現場におけるICTの活用、介護を支える人材の育成・定着、元気高齢者の参入による業務改善など、介護人材が働きやすい環境づくりを支援・促進します。

(3) 安心安全な住まいと支え合いのあるまち

将来、単身又は夫婦のみ的高齢者世帯や認知症の方の増加が見込まれるにあたって、過ごしやすい「まちづくり」に係る取り組みや高齢者のニーズに応じた住まいの確保に努めます。

高齢者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、地域での見守りや災害時の支援等の支え合い体制の拡充を図るとともに、バリアフリー整備や在宅・施設福祉サービス等の支援を通して生活基盤の充実に促進します。

(4) 高齢者を支えるネットワークが充実したまち

社会の変容とともに複雑化・複合化していく高齢者や地域住民の課題に対し、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援への支援が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の一層の深化・推進に向けて、包括的な支援ネットワークの拡充を促進します。

地域包括ケアシステムの中でも重要な役割を担う地域包括支援センターの効果的な機能推進や、地域ケア会議・生活支援体制整備の推進などを通し、地域共生社会の実現を目指します。

3 高齢者人口等の将来推計

本計画においては、第9期介護保険事業計画の計画期間（令和6年から令和8年）および中長期的な目標年、令和17年・令和22年・令和32年における高齢者人口等を次のように見通します。（住民基本台帳：各年9月末現在の実績値をもとにコーホート変化率法により算出）

■ 高齢者人口等の将来推計

		実績値			推計値							
		第 8 期			第 9 期			第 9 期以降				
		2021年 令和 3	2022年 令和 4	2023年 令和 5	2024年 令和 6	2025年 令和 7	2026年 令和 8	2030年 令和12	2035年 令和17	2040年 令和22	2045年 令和27	2050年 令和32
総人口 (人)		115, 821	115, 628	115, 091	115, 747	115, 748	115, 763	115, 524	114, 577	113, 098	110, 870	107, 781
0～39歳	(人)	53, 406	52, 817	52, 060	51, 830	51, 311	50, 890	49, 619	48, 204	46, 507	44, 829	42, 580
	(%)	46. 1	45. 7	45. 2	44. 8	44. 3	44. 0	43. 0	42. 1	41. 1	40. 4	39. 5
40～64歳 (第 2 号被保険者)	(人)	38, 893	38, 882	38, 827	39, 057	39, 168	39, 123	38, 726	37, 198	34, 903	33, 466	32, 477
	(%)	33. 6	33. 6	33. 7	33. 7	33. 8	33. 8	33. 5	32. 5	30. 9	30. 2	30. 1
65歳以上 (第 1 号被保険者)	(人)	23, 522	23, 929	24, 204	24, 859	25, 268	25, 751	27, 178	29, 174	31, 689	32, 576	32, 724
	(%)	20. 3	20. 7	21. 0	21. 5	21. 8	22. 2	23. 5	25. 5	28. 0	29. 4	30. 4
前期高齢者 (65～74歳)	(人)	12, 848	12, 849	12, 703	12, 695	12, 564	12, 518	12, 433	13, 491	15, 130	14, 987	13, 555
	(%)	11. 1	11. 1	11. 0	11. 0	10. 9	10. 8	10. 8	11. 8	13. 4	13. 5	12. 6
後期高齢者 (75歳以上)	(人)	10, 674	11, 080	11, 501	12, 164	12, 705	13, 233	14, 745	15, 684	16, 558	17, 588	19, 169
	(%)	9. 2	9. 6	10. 0	10. 5	11. 0	11. 4	12. 8	13. 7	14. 6	15. 9	17. 8

資料：住民基本台帳



4 日常生活圏域の設定

介護保険制度においては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、区域ごとに均衡のとれた介護給付等サービスの整備を行う目安として日常生活圏域を定めることとしています。

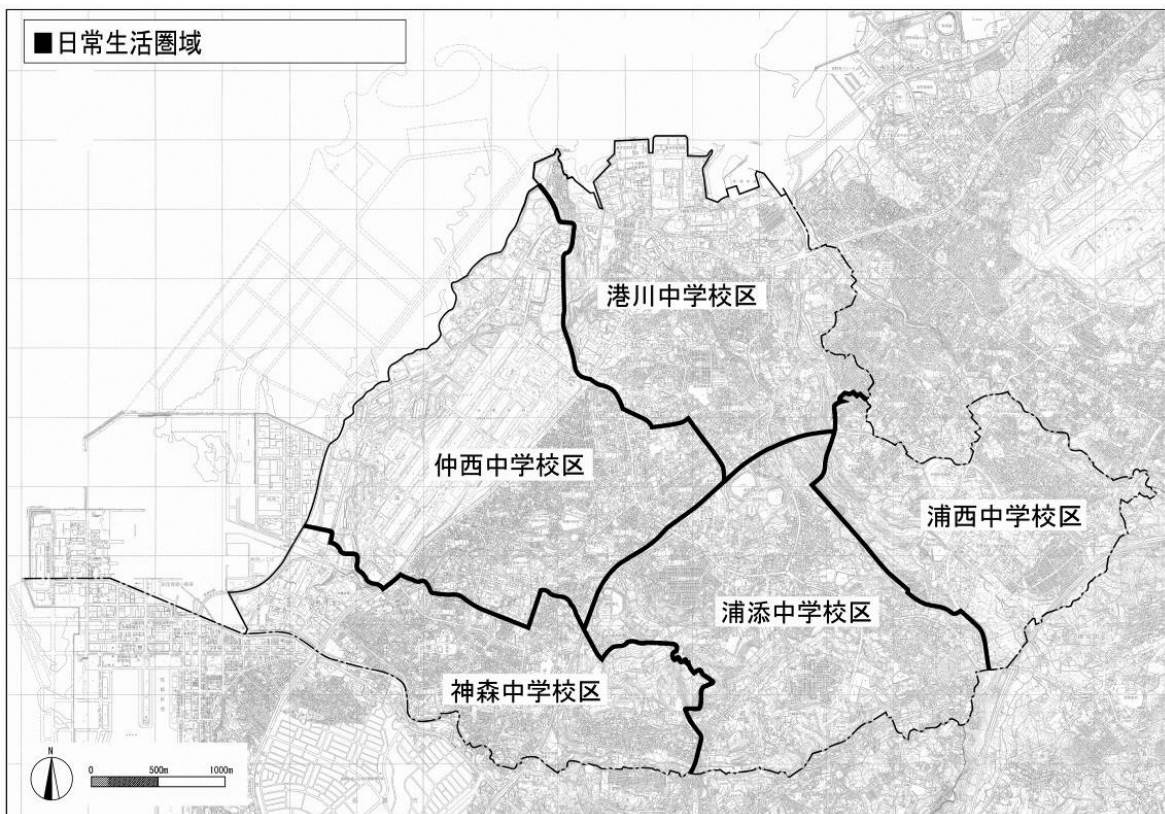
この範囲については、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況その他の条件」を総合的に勘案するとともに、「目指すべき地域包括ケアシステムを構築する区域」とも関連させることが求められています。

これまでの介護保険事業計画においては、上記の考え方のもと、「てだこ・ゆいぐるプラン」との整合性を踏まえて、通常の地域活動の範囲となる行政区程度を基本としながら、それらを連携していく範囲として『中学校区』を日常生活圏域として設定しました。

本計画においても引き続き『中学校区』を日常生活圏域として設定することとし、該当の圏域ごとに必要な施策の推進や円滑な事業展開を図っていきます。

なお、各日常生活圏域（＝中学校区）の位置と概要を以下に示します。

■ 日常生活圏域の範囲及び日常生活圏域別人口



(令和5年5月1日現在)(単位：人・世帯)

	世帯数 (世帯)	人 口 (人)	65歳以上人口（人）				65歳以上 人口比率
			前期高齢者 (65～74歳)		後期高齢者 (75歳以上)		
			人口（人）	比率	人口（人）	比率	
浦添中学校区	9,366	20,892	2,241	48.4%	2,389	51.6%	22.2%
			4,630				
仲西中学校区	15,211	31,464	3,548	53.1%	3,128	46.9%	21.2%
			6,676				
神森中学校区	11,071	23,976	2,519	50.8%	2,444	49.2%	20.7%
			4,963				
港川中学校区	10,941	24,386	2,672	53.5%	2,319	46.5%	20.5%
			4,991				
浦西中学校区	6,337	14,373	1,723	58.5%	1,221	41.5%	20.5%
			2,944				
合 計	52,926	115,091	12,703	52.5%	11,501	47.5%	21.0%
			24,204				

資料：住民基本台帳



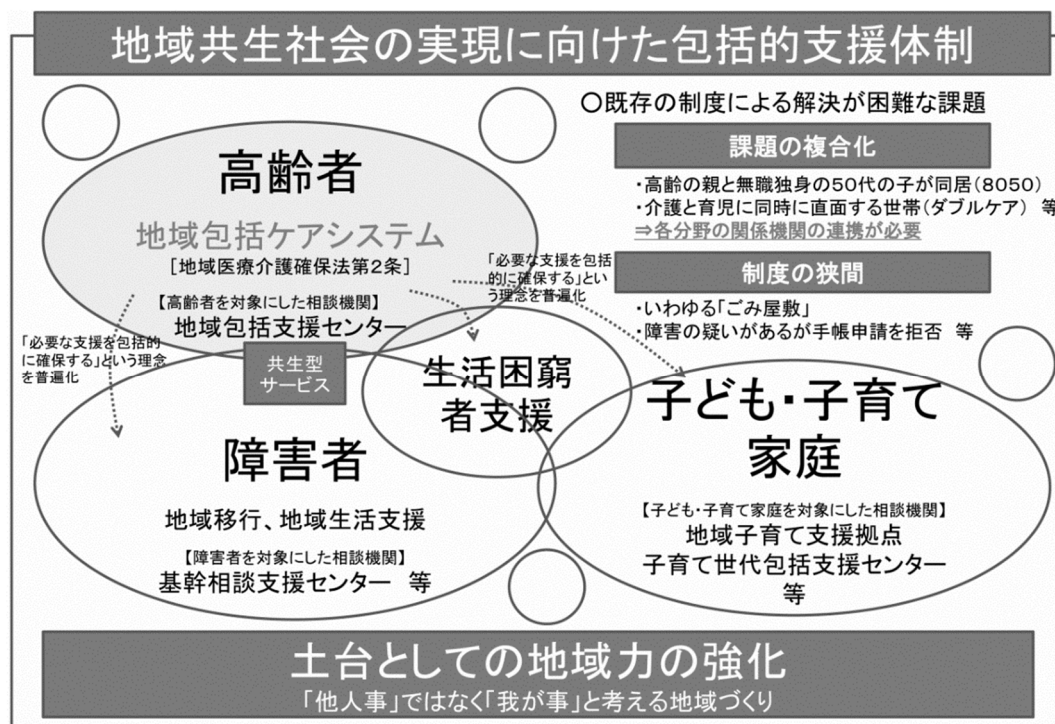
5 地域共生社会の実現に向けた浦添市が進める地域包括ケアシステム

(1) 地域共生社会の実現とは

地域共生社会とは、平成 28（2016）年 6 月に閣議決定された『ニッポン一億総活躍プラン』の中で将来我が国が目指すべきあり方として示されたものです。高齢者介護・障害福祉・児童福祉・生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会の状態を指します。

近年の急速な少子高齢化や世帯構造の変化、地域のつながりの希薄化などは、高齢者や要介護者の生活の中で抱える課題を複雑化・複合化させており、それらを解決するためには福祉に関するあらゆる施策との有機的な連携を図ることが重要となります。誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくりの方策として、地域住民が支え合いながら自身の役割を持って自分らしく活躍できるコミュニティの育成や、公的な福祉サービス等を通して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会の実現」が求められています。

地域共生社会の実現に向けて中核的な基盤となるのが、十分な介護サービスの確保や医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を指す「地域包括ケアシステム」の構築であり、これまでも地域包括ケアシステムを強化するために必要な支援体制の構築（重層的支援体制への整備）や地域特性に応じた認知症施策、介護サービス提供体制の整備等が図られてきました。今後も、各市町村の目指すべき方向性を踏まえた地域包括ケアシステムをより一層深化・推進していくことが、地域共生社会の実現に向けては重要となります。



資料：厚生労働省 地域共生社会の実現に向けて 地域包括ケアシステムなどとの関係

浦添市では、平成 15（2003）年度に策定した「てだこ・結プラン（第二次浦添市地域福祉計画）」より、目指す社会像の 1 つに「人と人、人と地域、地域と地域を結び、共に生きる地域社会」を掲げ、取り組みを進めてきました。地域共生社会の考えを踏まえ、今後高齢者福祉に限らず、子育て支援、障がい者福祉、生活困窮対策等について分野を超えて丸ごとつながり、支えが必要な住民が安心して暮らせるネットワークや仕組みづくりを目指します。

（２）浦添市が進める地域包括ケアシステム

１）浦添市における地域包括ケアシステムの基本的な考え方

市民が地域で健やかに安心できる生活を送るためには、住まい・医療・介護・福祉・保健等といった生活に密着したサービスの提供を包括的に受けることができる仕組みづくりが必要です。

日常生活上の課題や住まい・医療・介護・福祉・保健等に係る課題は横断的な課題であるといえ、その垣根を取り払うことは市民のニーズに対応するものであり、ヘルスプロモーションや福祉のまちづくりを実現したいと考える本市の目標でもあります。

本市では、こうした市民のニーズに合わせた体制の充実を図るために、これまで以上に「地域（日常生活圏域）」に重点を置いた施策展開が必要です。

市民や事業者等との協働を念頭においたうえで、市民同士が地域で共に支え合える互助の仕組みづくり支援による生活上の諸課題の解決を図るとともに、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援等のサービスを切れ目なく一体的に提供できるよう、包括的なケアシステムの充実を進めていく必要があります。

■地域包括ケアシステムの植木鉢の図

○左記図は地域包括ケアシステムの 5 つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿を図示したものです。

○「本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つか」という地域生活を継続する基礎を『皿』と捉え、生活の基盤となる「住まい」を『植木鉢』、その中に満たされた『土』を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を『葉』として描いています。

○介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わることで、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

出典：平成 28 年 3 月地域包括ケア研究会報告「地域包括ケアシステムと地域マネジメント」



2) 地域包括ケアシステムが担う主な役割

①地域課題及びニーズの発掘

多様化する市民のニーズに対応するためには、市民の悩み（≡ 課題・ニーズ等）を受け止める機能としての「総合相談窓口」の設置をはじめ、地域のネットワークや戸別訪問等を通して、どこで・誰が・どのような支援を必要としているのかを発掘していく必要があります。

また、市民の生活課題を解決するためには、地域資源や地域活動あるいは行政サービス等を相互にコーディネートし、有機的に「つなぎ、支援する」機能、いわゆるコミュニティソーシャルワーク機能の展開が求められます。さらに、その機能は市民に密着した地域（日常生活圏域）において発揮されることが必要とされます。

②ケアマネジメント機能

総合相談機能等から発見された対象者に対してどのようにサポートしていくかという「マネジメント機能」の充実が重要です。そのため、地域包括支援センターやCSW（コミュニティソーシャルワーカー）、各種専門職員等は、多様な相談を総合的に受け止めて課題を整理し、心身の状況に応じて、介護保険サービスのみならず地域の保健・医療・介護・福祉サービスやボランティア活動、地域支え合い活動等との連携を図ることが求められます。さらに、アセスメント能力を高めて多様なニーズに対応する体制整備を行い、ケアマネジメント機能の充実を図っていく必要があります。

③地域課題の解決及び政策形成の仕組みづくり

総合相談機能やケアマネジメント機能によって掘り起こされた地域課題の解決に向けて、地域やNPO等により提供される住民主体のサービスの創出を検討するなど、支援が必要な高齢者を身近な地域で支える仕組みづくりが求められています。また、「地域ケア会議」の開催を通し、個別ケースの検討等を踏まえた課題の把握及びネットワーク構築を図るとともに、政策形成に結びつけていくための仕組みづくりが重要です。

3) ケア体制の充実に向けた方向性

①関連機関との連携強化

地域包括支援センターは、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設で、日常生活圏域ごとに設置されています。現在、社会福祉士や保健師、主任介護支援専門員などの専門職が配置され、その施設機能を発揮するとともに、担当圏域の明確化により、地域に根差した一層の展開が期待されます。

また、日常生活圏域と境界を同じくする中学校区ごとに設置された各中学校区保健福祉センターでは、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）による地域住民への相談援助、生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援を行っています。その一環として、当該センターで開催している各中学校区コミュニティづくり推進委員会において、地域住民や関係機関との連携・協働による地域課題の解決策に向けた協議や地域で支える仕組みづくりを展開しており、支援の受け皿となる地域人材の育成等が期待されています。

加えてこの間、高齢者以外にも、児童に対応する支援拠点として浦添市子育て世代包括支援センター「うららん」が、障がい者に対応する支援拠点として浦添市障がい福祉関連複合施設「ピアラルうらそえ」が設置されました。今後は、介護、子育て、貧困、障がいなどが同時に直面する家庭など、複合化した課題を受け止める包括的な相談支援体制づくりについて進めていく必要があります。

今後、行政内外の各種機能の連携強化を図りつつ、本市が有する各種センター機能の連携強化や医療分野との連携、住まいの確保等を一体的に図り、地域包括ケアシステムの更なる充実に向けて推進していく必要があります。

②多職種連携の促進

本市には、浦添市医師会をはじめ、居宅介護支援事業所、有料老人ホーム等の各種団体・事業所があり、医療・介護・福祉・保健・住まい等、高齢者等が地域で生活するために必要なサービスが一通り整備されています。

今後、医療・介護・福祉・保健・住まい等が一体的に提供される仕組みづくりのため、地域ケア会議等を通じた各種団体・事業所等のネットワーク及び連携体制の構築を図ることが必要です。

③住民互助の体制構築

現在、社会福祉協議会等と連携を図りつつ、各種ボランティア講座の開催や認知症サポーター養成講座の受講促進など、地域福祉を支える人材の育成・確保を進めています。

今後、これまで同様ボランティア等の養成に取り組むとともに、それを支える社会福祉協議会をはじめとした各種団体等への活動支援により、地域住民が相互に支え合う互助の仕組みづくりが求められます。

④地域におけるケアサービスの充実

健康・生きがいづくり、介護予防、介護保険サービス、在宅医療や高齢者福祉サービス等、様々な分野でより身近なケアサービスの提供体制が整いつつあります。

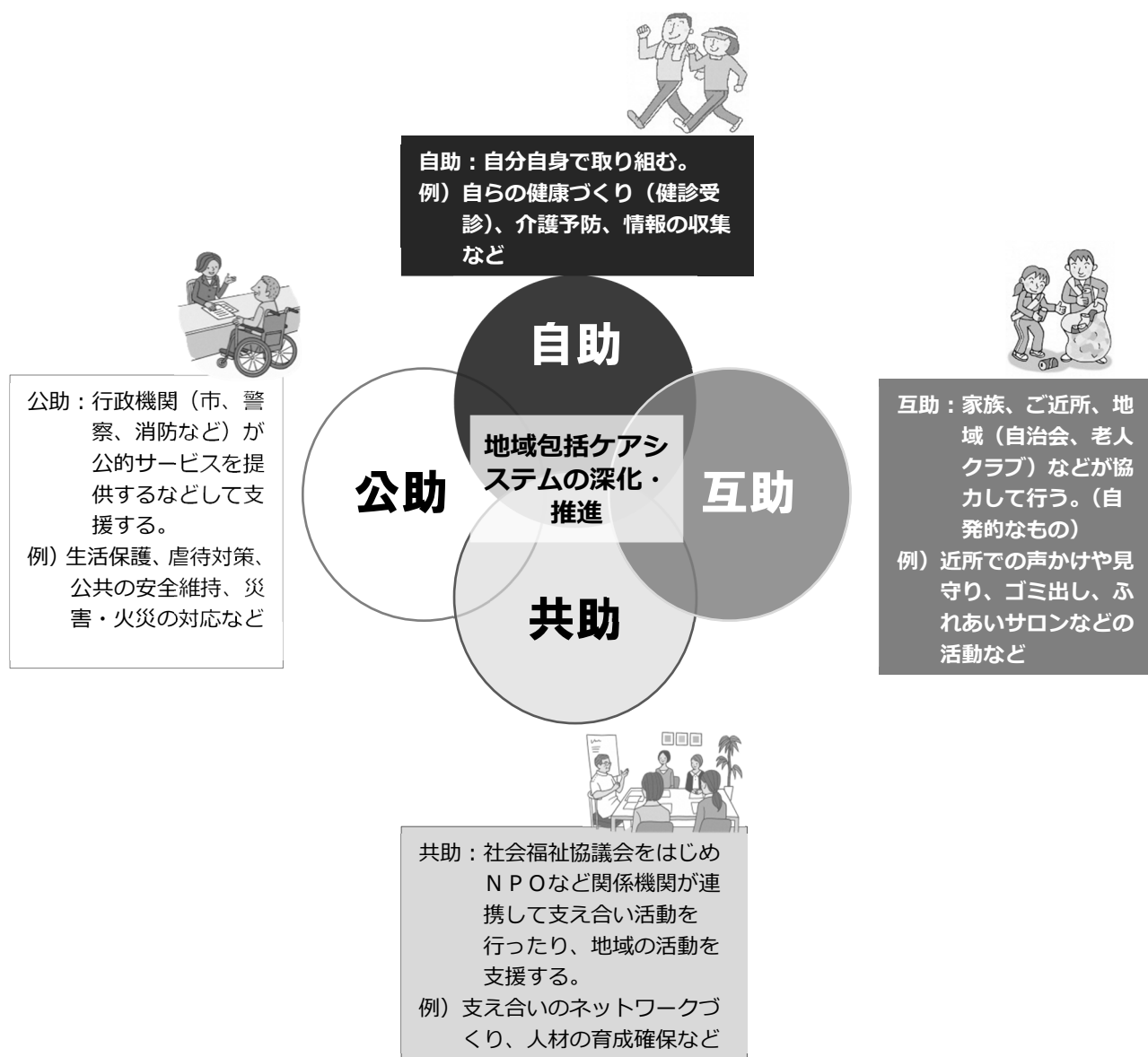
今後とも、高齢者が住み慣れた地域（在宅等）で暮らし続けていくことができるよう、日常生活圏域を基本とし、地域バランスを考慮した各分野でのサービス提供体制の充実が求められています。

4) 地域包括ケアシステムの深化・推進と自助、互助、共助、公助

これまで述べてきたように、市民が住み慣れた地域で健やかに安心して生活を送ることができるよう、浦添市においては団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に住まい・医療・介護・介護予防・生活支援といった生活に密着したサービスを一体的に受けることができる地域包括ケアシステムの構築に取り組んできたところです。

地域包括ケアシステムのより一層の深化・推進のためには、自らの健康づくりや介護予防に自分自身で取り組む「自助」、住民同士の助け合いである「互助」、介護や福祉等の関係機関の連携による支援「共助」、公的サービスによる支援「公助」が組み合わさることが重要と考え、今後もこれらの視点を意識的に盛り込んでいくこととします。

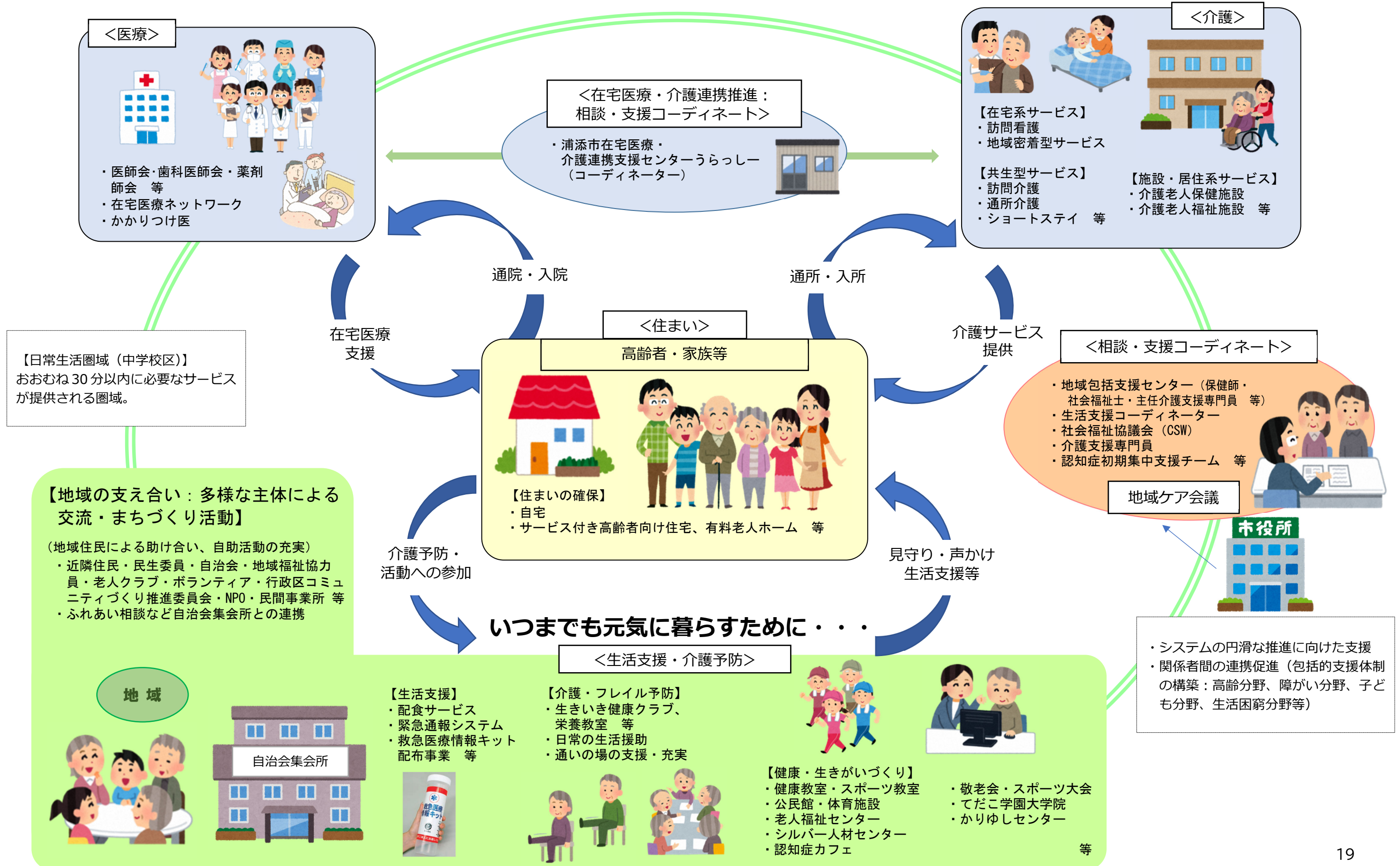
■ 「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム



浦添市の地域包括ケアシステム概念図

病気になったら・・・

介護が必要になったら・・・



5) 第9期介護保険事業計画における法律等の改正点

①地域共生社会の実現のための社会福祉法等改正のポイント

令和2年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（法律第52号）」が成立し、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、以下の項目に対する措置を講ずることが求められてきました。今後も「重層的支援体制」の構築に向け、引き続き重視すべき視点とします。

1 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

①認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定。

②市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定。

③介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化。

3 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができる旨の規定など。

4 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加するとともに、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、更に5年間延長するなど。

5 社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設。

② 国の第9期基本指針（第9期計画）において記載を充実する事項

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

6 施策の体系

高齢者像	基本目標	基本施策
自分らしく活(い)きる高齢者	目標1 高齢者がいつまでも自分らしくいきいきと暮らすまち	1 市民の健康長寿に向けた健康づくりの推進・・・p. 25 (1) 健康づくりの推進 (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 2 介護予防と重度化防止の充実・・・p. 28 <u>介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）</u> (1) 一般介護予防事業の推進 (2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進 3 高齢者の活躍機会の充実・・・p. 33 (1) 社会参加の促進、活動機会の拡充 (2) 高齢者の就業支援
	目標2 医療や介護サービスを選択して希望する暮らしが続けられるまち	1 在宅医療・介護連携の推進・・・p. 36 (1) 在宅医療の現状や課題の把握と対応策の検討 (2) 医療・介護関係者間の連携支援と地域住民の理解促進 2 医療と介護の連携による認知症への対応・・・p. 38 (1) 認知症に関する相談支援 (2) 医療や介護等の連携による認知症への対応 3 ニーズに応じた介護保険サービスの提供・・・p. 40 (1) 居宅サービスの充実 (2) 地域密着型サービスの推進 (3) 介護保険施設等のサービス基盤の整備 (4) 介護保険制度やサービス、相談窓口等の情報提供 4 介護保険サービスの質の向上と制度の円滑な運営・・・p. 44 (1) 介護給付の適正化などの推進 (2) 介護人材の確保支援と業務の効率化支援
	目標3 安心安全な住まいと支え合いのあるまち	1 ニーズに応じた住まいの支援・・・p. 46 (1) 高齢者の良質な住まいの確保 2 安心安全な暮らしを支える取り組みの推進・・・p. 48 (1) 在宅福祉サービス等の充実 (2) 認知症バリアフリーの推進 (3) 権利擁護の推進 (4) 家族介護者への支援 (5) 地域における安心安全対策の推進 3 すべての人にやさしいまちづくり・・・p. 56 (1) 長寿社会や支え合いに対する意識の醸成と地域福祉の推進 (2) 人にやさしいまちづくりの推進 (3) 高齢者の外出を促進する環境づくり
	目標4 高齢者を支えるネットワークが充実したまち	1 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備・・・p. 58 (1) 地域包括支援センターの機能強化・適切な運営 (2) 生活支援体制整備の推進 (3) 地域ケア会議の充実 (4) 包括的な支援ネットワークの拡充

